

6 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実（R6.3.31まで経過措置期間）

◆ 栄養ケア・マネジメントの充実

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、**各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。**

【具体的内容】

- (1) 入所者の栄養状態を施設入所時に把握し、医師、管理栄養士、歯科医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性を図ること。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。
- (2) 入所者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること。
- (3) 入所者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。
- (4) 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16 日老認発0316 第3号、老老発0316 第2号）第4において示しているのので、参考してください。

改正前：栄養士を1人以上配置



改正後：**栄養士又は管理栄養士を1人以上配置**

※ただし、栄養士のみが配置されている施設や栄養士又は管理栄養士を置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととする。

経過措置期間終了後、栄養ケア・マネジメントが実施されていない場合は**基本報酬を減算**

・栄養ケア・マネジメントの充実については、現行の栄養士に加えて管理栄養士の配置を位置づけるとともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に実施することが義務づけられました。

・入所者に対する栄養管理について、令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うことを踏まえ、管理栄養士(上記※参照)が入所者の栄養状態に応じて、計画的に行ってください。

・経過措置期間終了後、栄養ケア・マネジメントが実施されていない場合は、基本報酬が減算となりますので、注意してください。